

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（農林水産省輸出・国際局輸出支援課）

項 目 名		輸出事業用資産の割増償却の延長	
税 目		所得税・法人税	
要 望 の 内 容	＜制度の概要＞ 我が国で生産された農林水産物・食品の輸出の促進と農林水産業・食品産業の持続的な発展に寄与することを目的に施行された「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（令和元年法律第 57 号。以下「輸出促進法」という。）が令和 4 年 10 月 1 日に改正されたことに基づき、青色申告書を提出する法人で輸出促進法の認定を受けた輸出事業者であるものが、輸出促進法の改正法の施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、輸出事業用資産の取得等をして、その法人の輸出事業の用に供した場合には、5 年間 30%（建物及びその附属設備並びに構築物については 35%）の割増償却ができるもの。 ＜要望の内容＞ 適用期限の 2 年延長		
	平年度の減収見込額		— 百万円
	（制度自体の減収額）		（ — 百万円）
	（改正増減収額）		（ — 百万円）

(1) 政策目的

我が国の農林水産業及び食品産業は、人口減少や高齢化等により国内市場が縮小している。一方、海外では新興国の経済成長や人口増加に伴い食の市場規模は拡大傾向にある。このため、我が国の農林水産業者の所得向上を図り、農林水産業及び食品産業が持続的に発展していくためには、農林水産物及び食品の輸出の大幅な拡大と、世界の食市場を獲得することが不可欠である。

一方で、輸出向け商品の開発や効率的な輸出物流の構築には、多額の設備投資が必要となると予測され、海外市場から利益を得るまでに時間を要し、積極的な投資が進まない課題がある。

改正輸出促進法のもと、物流の効率化や輸出先国の食品安全規制に対応する等による課題解決を促進することにより、農林水産物・食品の輸出拡大を図り、2030 年までに5 兆円という農林水産物・食品の輸出額目標の達成に寄与する。

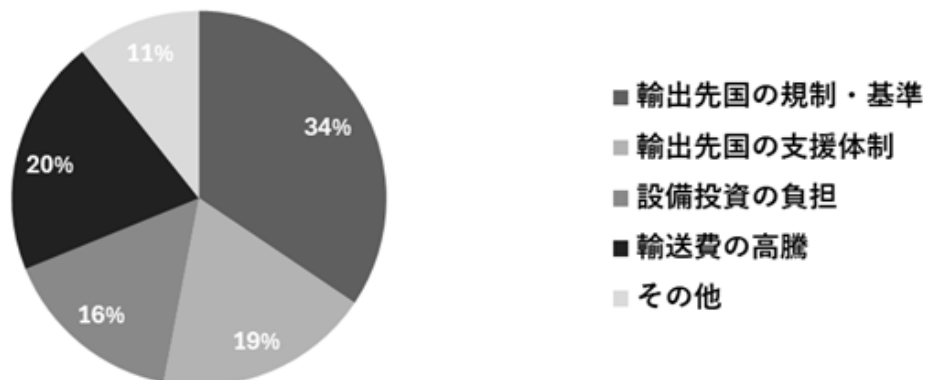
(2) 施策の必要性

農林水産物・食品の輸出を促進するためには、輸出先国・地域の規制やニーズに対応した食品製造や効率的な輸出物流の構築が重要であり、そのためには輸出に対応した機械・施設等への投資を推進していく必要がある。

しかしながら、海外への輸出は、国内向けの生産・出荷と比較して、規制・検疫による輸入禁止リスク、契約不履行・カントリーリスク（政治・経済情勢）などによる代金回収リスク等が高く、投資後の資金繰り不安から投資に踏み切れない事業者が一定数存在する。

実際に、令和7 年度に農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組む生産者・事業者 6880 人（回答：112 人）を対象に実施したアンケートにおいて、輸出拡大に向けた障害として「輸出先国の規制・基準」と回答した者が 34%、「設備投資の負担」と回答した者が 16%という結果であった。

現在、輸出拡大に向けて障害となっていることはなんですか。



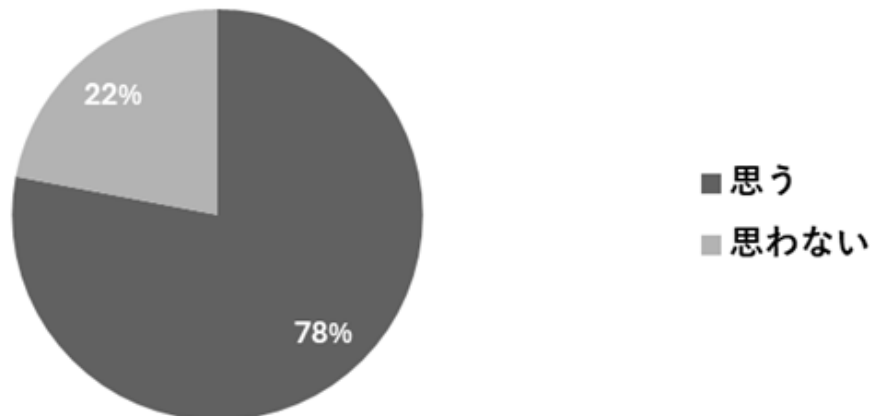
そのような中、平成 30 年度中小企業関係税制の効果に関する調査研究報告によると、約 6 割の企業は、税制措置が設備投資を後押しすると回答しており、税制措置が設備投資の後押しとなっていることが分かっている。

前述のアンケートにおいても設備投資後の税負担を軽減することが輸出拡大に踏み切る判断材料と「なる」と回答した者が 78%に上り、多くの事業者が設備投資後の税負担軽減が輸出拡大に踏み切る判断材料となると回答した。

このことを踏まえると、事業者の投資への後押しとしては税制による負担軽減が非常に有効であり、その分の資金を輸出拡大のための取組（商品開発や展示会への出展等）や設備投資として活用することで輸出事業が早期もしくは円滑に軌道に乗り、結果として我が国の輸出が拡大することが期待される。

農林漁業・食品産業の持続的な発展のためには、我が国の農林水産業者の所得向上を図り、成長する海外市場を視野に入れる必要がある（特に、環境や食品衛生に係る海外の規制への対応は、農業生産・食品製造の持続可能性を高めることにもなる。）。世界の農林水産物・食品市場が拡大する中で、輸出増のポテンシャルは高いものの、こうした輸出の阻害を打破し、海外市場に商流を拓き新たな稼ぎ方を常に模索を図るには、本税制措置による設備投資後のキャッシュフローを改善することが必要不可欠である。

設備投資後の税負担を軽減することは、輸出拡大に踏み切る判断材料になると思いますか。



今回の要望（租税特別措置）に関連する	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る 《中目標》 I-2 輸出の促進 《政策分野》 ⑨農林水産物・食品の輸出の促進
		政策の達成目標	農林水産物・食品の輸出額を、2030年までに5兆円とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年間）
		同上の期間中の達成目標	農林水産物・食品の輸出額を、2030年までに5兆円とすることを目標とする。
		政策目標の達成状況	令和6年の農林水産物・食品の輸出額：1兆5,071億円（対前年比+3.6%）

		農林水産物・食品 輸出額の推移 9,860 12,382 14,148 14,541 15,071 2020 2021 2022 2023 2024 (億円)
有効性	要望の措置の適用見込み	令和7年度 60 件 令和8年度 120 件 令和9年度 180 件
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	2030 年の 5 兆円の輸出額目標の達成に向けては、輸出に取り組む事業者の増加と各事業者の取組の拡大が必要である。そのためには施設整備等への投資が重要であるが、投資後の資金繰り不安などから投資に踏み切れない事業者が一定数存在する。そのような事業者の投資への後押しとして、税制上の特別措置を講じることは、これら事業者の設備投資後の資金繰りを緩和させる効果があるため、輸出に向けた設備投資に踏み切ることにつながることから、結果として事業者の輸出拡大に向けた投資の後押しに非常に有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	「食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業」 令和6年補正 5,012 百万円 輸出先国等の政府機関が定める、HACCP 等の要件に適合する施設の認定、ISO22000 等の認証取得に必要な施設・設備等の整備を対象としている。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記補助金と本租税特別措置は重複して利用できないようにしている。 なお、上記補助金以外にも農林水産物または、食品の輸出の促進を目的とした国の補助金、給付金、または、交付金を受けた資産でないことを要件としている。
	要望の措置の妥当性	本税制措置には、導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であることを要件としており、必然的に輸出外需の拡大が見込まれる。 税制適用にあたって、事業者が作成する輸出事業計画は、改正輸出促進法のもとで農林水産大臣が定める基本方針に照らして適切なものであること等が認定の要件となっており、かつ、当該輸出事業計画が確実に実施されると見込まれるものを認定することとされていることから、必然的に政策目標達成に資する輸出事業計画が認定されるため、必要最低限の特例措置となっている。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	令和5年度 認定件数2件 減収額217万円 令和6年度 認定件数7件 減収額760万円
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	根拠条文：租法第13条、第46条 適用件数：— 適用額：— ※令和5年度租税特別措置の適用実態調査結果より
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	輸出に係る設備投資は初期投資額が大きいため、本税制措置により設備の導入を行った際の税負担を軽減することは、農林水産業者及び輸出事業者による投資に大きなインセンティブとなり得る。 令和5年度の本税制措置による減収額は217万円であり、これらが輸出拡大のための取組（商品開発や展示会への出展等）や設備投資へ用いられると予測された。 実際に本税制措置の適用を受けた事業者へヒアリングを行った結果、運転資金や教育活動へ充当予定との回答を得た。 主な用途として、海外出張渡航費や宣伝販売費用、販路開拓・拡大以外に国産資源の品質や価値を広める活動を海外へ展開し、我が国の資源の利用促進活動の効果が出ているため、輸出を促進するという政策に資することが確認された。 現在、本税制措置の適用を見込む輸出事業計画数が着実に増えてきている状況があり、今後も一定の増加が見込まれることから、税制措置の目的である輸出拡大のための手段としての効果はあると考えられる。
	前回要望時の達成目標	農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和6年の農林水産物・食品の輸出額は1兆5,071億円（対前年比+3.6%）と引き続き増加しているが、令和7年（2025年）に2兆円の目標を達成するには、更なる伸びが必要な状況にある。 令和5年にはALPS処理水の海洋放出を理由に、中国が日本産の水産物を全面禁輸したことなどの影響があり、令和5～6年は輸出額の伸び率がそれ以前より鈍化するなど厳しい状況が続いていた。 現在は、令和7年1～6月の輸出額は伸び率が上昇（対前年同期比+15.5%）しており、目標の達成に向けて状況は好転していると見込まれる。
これまでの要望経緯		令和4年10月1日：制度開始 令和6年：適用期限の2年延長